

基本施策

個別施策

F 1	人権が尊重され、様々な分野で男女が参画するまちをめざします
-----	-------------------------------



F 1-1	人権啓発を推進します
F 1-2	人権侵害から市民を守ります
F 1-3	男女共同参画に関する意識の醸成を図ります

F 2	高齢者が安心して自分らしい暮らしを続けられる地域づくりを進めます
-----	----------------------------------



F 2-1	地域包括ケアシステムの推進を図ります
F 2-2	高齢者の社会参加を促進します
F 2-3	地域の支援体制を構築します
F 2-4	介護サービスの充実を図ります

F 3	障害者が安心して自分らしく暮らせるまちづくりを進めます
-----	-----------------------------



F 3-1	障害の特性やライフステージに応じた支援の充実を図ります
F 3-2	障害者の就労や生活の安定を支援します
F 3-3	障害者が安心して暮らせる環境づくりを進めます

F 4	子どもをみんなで育てる子育てしやすいまちづくりを進めます
-----	------------------------------



F 4-1	結婚や妊娠の希望の実現を支援します
F 4-2	母と子の健康を支援します
F 4-3	子育て支援の充実を図ります
F 4-4	子どもを育てやすい環境の充実を図ります
F 4-5	ひとり親家庭等の自立を支援します

F 5	原爆被爆者の援護を充実します
-----	----------------



F 5-1	被爆者が保健・医療・福祉サービスを受けやすい環境を整えます
F 5-2	被爆体験者の救済及び支援事業の充実を図ります
F 5-3	被爆実態に関する調査研究を促進します

F 6	生活困窮者等が将来への希望を持てる支援を充実します
-----	---------------------------



F 6-1	生活困窮者等が安定した生活ができるよう支援します
F 6-2	生活保護受給者の就労を支援します

F 7	自らすすめる健康づくりを推進します
-----	-------------------



F 7-1	市民の自主的な健康づくり活動を支援します
F 7-2	健康づくり環境の充実を図ります
F 7-3	歯科口腔保健を推進します

F 8	安心できる衛生環境を確保します
-----	-----------------



F 8-1	感染症の発生と感染拡大を防止します
F 8-2	飲食物、生活衛生等による健康被害発生を防止します

F 9	安心できる医療環境の充実を図ります
-----	-------------------



F 9-1	救急医療体制の充実を図ります
F 9-2	地域医療提供体制の充実を図ります

基本施策	F 1	人権が尊重され、様々な分野で男女が参画するまちをめざします
------	-----	-------------------------------

2025年度にめざす姿	対 象	意 図
	市民が	互いの人権が尊重されたまちで暮らしている。

個別施策	F 1 - 1	人権啓発を推進します
------	---------	------------

2025年度にめざす姿	対 象	意 図
	市民が	人権について正しい知識を得る機会がある。

取組方針 1	人権啓発の強化
--------	---------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		
		5	6	7
人権啓発活動事業 【人権男女共同参画室】	○市民の人権問題に対する正しい理解と認識を深めるため、講演会等の開催や啓発をさらに強化する。また、人権に関する特定職業従事者である市職員に対する研修を実施する。			

取組方針 2	性的少数者に関する人権啓発
--------	---------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		
		5	6	7
人権啓発活動事業 【人権男女共同参画室】	○市民の人権問題に対する正しい理解と認識を深めるため、講演会等の開催や啓発をさらに強化する。また、人権に関する特定職業従事者である市職員に対する研修を実施する。 ・性の多様性への理解を深めるための啓発			
パートナーシップ制度推進事業 【人権男女共同参画室】	○性的少数者に対する理解を深めてもらうため、性的少数者の現状や手続きの方法などを掲載したパートナーシップ宣誓制度（※）冊子を作成し、周知する。 ※互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力しあう関係（以下「パートナーシップ関係」という。）の性的少数者のカップルに対し、二人が行うパートナーシップ関係の宣誓の事実を行政が承認する制度。			

取組方針 3	啓発手法の検討
--------	---------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		
		5	6	7
人権啓発活動事業 【人権男女共同参画室】	○市民の人権問題に対する正しい理解と認識を深めるため、講演会等の開催や啓発をさらに強化する。また、人権に関する特定職業従事者である市職員に対する研修を実施する。 ・講演会等の実施やホームページ、SNSなどを活用した啓発手法の検討・実施 ・令和5年度：啓発手法を検討するための担当職員の広報に関する専門的な研修受講			

個別施策 F1-2	人権侵害から市民を守ります
-----------	---------------

2025年度にめざす姿	対象	意図
	市民が	人権侵害から守られている。

取組方針 1	被害を未然に防止するための取組み
--------	------------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		
		5	6	7
障害者相談支援事業 <※再掲：F3-1> 【障害福祉課】	○障害者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者やその家族などからの各種相談に応じ、関係機関との連携を図りながら、必要な情報の提供、助言、障害福祉サービスの利用支援等を行うとともに、障害者の権利擁護のために必要な援助を行う。			
子どもを守る取組推進事業 <※再掲：取組方針3> 【子育てサポート課】	○子どもが安心して生活し、学ぶことができる環境を整えるため、子どもに対するいじめ、児童虐待、体罰等に対する相談体制等の整備や専門委員会等を設置する。 ・子どもを守る連絡協議会の開催、子どもを守る専門委員会の設置 ・広報、啓発（あじじの会による「いじめ防止子どもワークショップ」、カード配布）			

取組方針 2	相談先の周知
--------	--------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		
		5	6	7
男女生活相談事業 【人権男女共同参画室】	○家庭や職場などにおける性別による差別的取扱い、DV、セクシュアルハラスメント等の人権侵害を受けた被害者等が孤立して悩むことがないようにするため、相談の実施や相談窓口の周知を行う。 ・令和4年度：相談周知カードの更新・作成 ・SNS等を利用した相談窓口の周知方法の検討・実施			

取組方針 3	相談体制の強化
--------	---------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		
		5	6	7
男女生活相談事業 【人権男女共同参画室】	○家庭や職場などにおける性別による差別的取扱い、DV、セクシュアルハラスメント等の人権侵害を受けた被害者等が孤立して悩むことがないようにするため、相談の実施や相談窓口の周知を行う。 ○多様化・複雑化する相談に対応するため、支援者（相談員）の資質向上及び他機関との連携による相談体制の強化を図る。			
児童虐待防止対策事業 【子育てサポート課】	○児童虐待の発生予防及び早期発見に努め、関係機関と連携した早期対応等の継続的な支援の充実を図る。 ・長崎市親子支援ネットワーク地域協議会（要保護児童対策地域協議会）の開催 ・事例検討会の開催 ・児童虐待防止研修会の開催 ・親子の心の相談の実施 ・児童虐待の発生予防及び早期発見に努める			
子どもを守る取組推進事業 <※再掲：取組方針1> 【子育てサポート課】	○子どもが安心して生活し、学ぶことができる環境を整えるため、子どもに対するいじめ、児童虐待、体罰等に対する相談体制等の整備や専門委員会等を設置する。 ・子どもを守る連絡協議会の開催、子どもを守る専門委員会の設置 ・広報、啓発（あじじの会による「いじめ防止子どもワークショップ」、カード配布）			

個別施策 F1-3	男女共同参画に関する意識の醸成を図ります
-----------	----------------------

2025年度にめざす姿	対象	意図
	市民が	男女共同参画について理解を深め、その実現に向けて行動している。

取組方針 1	男女共同参画の推進に関する講座の実施
--------	--------------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		
		5	6	7
啓発広報事業 【人権男女共同参画室】	<p>○男女が互いを尊重し、社会の対等な構成員としてあらゆる分野での活動に参画できる社会の構築のため、様々な方法を用いて男女共同参画に関する啓発広報を行うとともに、男女共同参画の内容や必要性について市民及び事業者が理解を深めるための取組みを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画推進センター主催講座の実施 ・アマランスフェスタの実施 			

取組方針 2	デートDV防止授業の実施
--------	--------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		
		5	6	7
男女共同参画推進センター 運営事業 【人権男女共同参画室】	<p>○市民及び事業者による男女共同参画の推進に関する取組みを支援するため、男女共同参画推進センターにおいて、男女共同参画に関する学びの場を提供するとともに、その活動に対する支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・デートDV防止授業（男女共同参画推進センター派遣講座）の実施 			

基本施策	F 2	高齢者が安心して自分らしい暮らしを続けられる地域づくりを進めます
------	-----	----------------------------------

2025年度にめざす姿	対 象	意 図
	高齢者が	地域の人々と支えあい、いきいきと安心して暮らしている。

個別施策 F 2 - 1	地域包括ケアシステムの推進を図ります
--------------	--------------------

2025年度にめざす姿	対 象	意 図
	高齢者が	住み慣れた地域で、安心して自分らしい生活を続けている。

取組方針 1	長崎版地域包括ケアシステムの推進
--------	------------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		
		5	6	7
地域ケア会議推進事業 【地域包括ケアシステム推進室・高齢者すこやか支援課】	<p>○医療・介護・福祉・法律・地域関係者で構成される地域包括ケア推進協議会（市全体の地域ケア会議である全体会、部会、ワーキング）を継続して開催し、地域の目指すべき姿、方向性、課題を共有しながら、「長崎版地域包括ケアシステム」の推進に向けた検討を行い、更なる取組みを展開していく。また、地域包括ケアシステムへの理解促進、ACP（※）や看取りに関する意識啓発のため市民向け講演会を実施する。</p> <p>○在宅生活を中心とした地域の課題を把握・集約するため、地域包括支援センターにおいて、地域ケア個別会議（個別ケースを検討する地域ケア会議）及び地域ケア推進会議（個別ケースの検討により共有された地域課題の解決等を検討する地域ケア会議）を開催する。</p> <p>※アドバンス・ケア・プランニング。人生の最終段階における医療・ケアについて、本人が家族等や医療・ケアチームと繰り返し話し合う取り組み。愛称：人生会議。</p>			

取組方針 2	多職種連携による在宅医療と介護の連携推進
--------	----------------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		
		5	6	7
在宅医療・介護連携推進事業 <※再掲：F 9 - 2> 【地域包括ケアシステム推進室】	○住み慣れた地域で最期まで暮らし続けられるよう、在宅医療及び介護連携推進の拠点となる「包括ケアまちなかラウンジ」を主体とし、各関係機関と連携した多職種協働の研修及び市民向け講座等、普及啓発を実施する。			
地域リハビリテーション活動支援事業 【地域包括ケアシステム推進室】	○地域における高齢者の心身機能の低下を予防し、自立支援と社会参加に向けて地域リハビリテーションの基盤づくりを図るため、リハビリ専門職が地域に積極的に関与し、保健・医療・福祉・介護の関係職種と連携・協力して在宅での生活を支える事業を実施する。			

取組方針 3	地域の支え合いの仕組みづくり
--------	----------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		
		5	6	7
生活支援体制整備事業 【地域包括ケアシステム推進室】	○地域づくり活動の充実に向け、令和3年度から、生活支援コーディネーターを日常生活圏域ごとに専任で配置し、「地域コミュニティのしくみづくり」の地域主体の活動に合わせて、NPO・ボランティア・社会福祉法人など多様な主体の協働による地域での支え合い体制の構築に取り組む。			

取組方針 4		地域共生社会の構築		
主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		
		5	6	7
多機関型包括的支援体制構築事業 【地域包括ケアシステム推進室】	○高齢、障害、子育て、生活困窮など複数の課題を有する世帯に対し、ワンストップで受け止め、コーディネートする相談窓口を市内2箇所に設置し支援するとともに、多職種が連携し横断的に対応できる相談支援体制の構築を推進する。			
個別施策 F2-2		高齢者の社会参加を促進します		
2025年度にめざす姿	対 象	意 図		
	高齢者が	自ら介護予防に努め、個人の能力を活かしながらいきいきと生活をしている。		
取組方針 1		通いの場、老人クラブ活動への参加促進		
主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		
		5	6	7
住民主体型通所介護事業 【高齢者すこやか支援課、各総合事務所地域福祉課】	○介護予防・閉じこもりを防止するため、地域の身近な場所で運動やレクリエーション等を住民が主体的に行う高齢者ふれあいサロンを開設し、その活動を支援する。			
老人クラブ助成事業 【高齢者すこやか支援課】	○高齢者の生きがいや健康づくりを推進することを目的として老人クラブに必要な費用を助成する。			
取組方針 2		ボランティア活動の促進・支援		
主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		
		5	6	7
生活介護支援サポーター事業 【高齢者すこやか支援課、各総合事務所地域福祉課】	○身近な場所で交流を行い、市民自ら実施する高齢者ふれあいサロンや介護老人福祉施設等でボランティア活動を行う生活・介護支援サポーターを育成・支援し、サロン活動の促進やボランティアを受ける高齢者の介護予防を図る。また、サポーター自身の生きがいづくりや健康増進を図り、介護予防を図る。			
地域活動支援事業 【高齢者すこやか支援課、各総合事務所地域福祉課】	○介護予防やボランティア活動についての研修によりボランティアを育成し、介護予防事業に参加する高齢者の支援を行う（あじさいサポーター、シルバー元気応援サポーター）。 ○地域支援ボランティアポイント制度を実施することにより、高齢者の社会参加及び地域貢献を奨励し、元気で生き生きと暮らすことのできる地域社会の実現を目指す。			
個別施策 F2-3		地域の支援体制を構築します		
2025年度にめざす姿	対 象	意 図		
	地域の人々が	協働して高齢者を支えている。		

取組方針 1		認知症サポートリーダー登録者数の増進		
主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		
		5	6	7
認知症地域支援体制整備事業 【高齢者すこやか支援課、各総合事務所地域福祉課】	○認知症になっても住み慣れた地域で継続して生活できるよう、認知症サポーター及びサポートリーダーを養成し、地域で見守る認知症支援ネットワーク構築を推進する。			

取組方針 2		地域による見守り体制の確保		
主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		
		5	6	7
成年後見制度利用支援事業 【高齢者すこやか支援課、各総合事務所地域福祉課】	○一人暮らし高齢者等で、十分な判断能力がなく、また保護者がいないため介護保険サービス等を受けることができない方に、本人保護の必要性を確認のうえ、成年後見人の選任の申立て支援を行うとともに、費用負担が困難な場合には、市が経費の一部又は全部を負担する。また、市長申立以外の者の成年後見人等に就任した専門職後見人において、家裁審判額の決定額によっては、後見人活動に支障が生じる場合があるため、その活動に対する費用を助成する。			
徘徊高齢者等家族支援事業 【高齢者すこやか支援課】	○GPS付発信器機を利用し、認知症高齢者が徘徊した場合に、介護家族に現在位置情報を提供し、早期発見及び安全確保につなげる。			
友愛訪問委託事業 【高齢者すこやか支援課】	○65歳以上の一人暮らし高齢者及び高齢者世帯に対して民生委員が訪問し、日常生活の相談、助言等を行う。			

個別施策 F2-4	介護サービスの充実を図ります
-----------	----------------

	対象	意図
2025年度にめざす姿	介護を必要とする高齢者が	住み慣れた地域で、必要なサービスを利用しながらいきいきとした生活を送っている。

取組方針 1		介護・福祉サービスの基盤整備		
主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		
		5	6	7
小規模多機能型居宅介護事業所整備事業費補助金 【福祉総務課】	○「通い」を中心としつつ、要介護者の様態や希望に応じて、「訪問」や「泊まり」を併せて提供し、入浴・排せつ・食事等の介護、機能訓練等を行う事業所の整備に対して補助を行う。 ・整備期間：第8期介護保険事業計画期間（令和3～5年度） ・令和6年度以降の整備は、第9期（令和6～8年度）事業計画に基づく。			
認知症対応型共同生活介護事業所整備事業費補助金 【福祉総務課】	○認知症高齢者に対して、共同生活の中で、入浴・排せつ・食事等の介護、日常生活上の世話、機能訓練を行う事業所の整備に対して補助を行う。 ・整備期間：第8期介護保険事業計画期間（令和3～5年度） ・令和6年度以降の整備は、第9期（令和6～8年度）事業計画に基づく。			
特定施設入居者生活介護事業所整備事業 【福祉総務課】	○有料老人ホーム等の入居者に対し、当該施設で、入浴・排せつ・食事等の介護、生活等に関する相談・助言等の日常生活上の世話や、機能訓練・療養上の世話を行う事業所の整備を進める。 ・整備期間：第8期介護保険事業計画期間（令和3～5年度） ・令和6年度以降の整備は、第9期（令和6～8年度）事業計画に基づく。			
地域密着型特別養護老人ホーム整備費補助金 【福祉総務課】	○常に介護が必要で、自宅では介護ができない方を対象として、食事・入浴など日常生活の介護や健康管理を行う施設の整備に対して補助を行う。 ・整備期間：第8期介護保険事業計画期間（令和3～5年度） ・令和6年度以降の整備は、第9期（令和6～8年度）事業計画に基づく。			

取組方針 2	介護人材の確保
---------------	----------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		
		5	6	7
介護人材確保対策事業 【介護保険課】	○不足する介護人材を確保するため、将来の介護職への就職に係る意識の醸成、ボランティア養成など新たな介護人材の発掘、早期離職者の解消など介護人材の定着に努める。 ・事業内容：長崎市内在住の小学生を対象として介護の体験学習を実施した団体に補助を行う。			

取組方針 3	介護者の不安軽減や孤立防止
---------------	----------------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		
		5	6	7
家族介護支援事業 【高齢者すこやか支援課】	○在宅で安心して介護ができるよう、個別相談や家族介護教室の開催等を通じて介護者の不安の軽減や孤立防止を図り、必要な情報の提供や支援を行う。			

基本施策	F 3	障害者が安心して自分らしく暮らせるまちづくりを進めます
------	-----	-----------------------------


2025年度にめざす姿	対 象	意 図
	障害者が	地域でいきいきとした日常生活、社会生活を送っている。

個別施策 F 3 - 1	障害の特性やライフステージに応じた支援の充実を図ります	
--------------	-----------------------------	--


2025年度にめざす姿	対 象	意 図
	障害者が	必要な時期に適切な療育・サービスの提供を受けている。

取組方針 1	障害福祉サービスの質の向上と提供	
--------	------------------	--

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		
		5	6	7
補装具給付 【障害福祉課】	○損なわれた身体機能を補完するための用具を交付、修理する。また、意思疎通が十分図れない子（未就学児）をもつ聴覚障害者が、子どもの声を十分聴きとり、子育てを行うことができるよう、原則1個の支給とされる補聴器を、市が独自の取組みとして2個（両耳）支給を実施する。			
日常生活用具給付事業 【障害福祉課】	○在宅の重度障害者に対し、介護・訓練支援用具等の日常生活を容易にするための用具を給付又は貸与する。			
日中一時支援事業 【障害福祉課】	○日中において監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障害児・者に活動の場を提供し、見守りと社会に適応するための日常的な訓練等を行う。			
訪問入浴サービス事業 【障害福祉課】	○歩行困難、移送不可能な在宅の身体障害者で、入浴が困難な方に対し、訪問により居宅において入浴サービスを提供する。			
障害福祉センター管理運営事業 【障害福祉課】	○在宅福祉の拠点施設である障害福祉センターにおいて、相談・療育・リハビリテーション・スポーツ・レクリエーションの各分野で専門性を有した柔軟かつ適切なサービスを総合的に提供する。			
心身障害者福祉医療費給付事業 【障害福祉課】	○経済的負担の軽減を図るため、重度及び中度障害者が健康保険による診療を受けたとき、医療機関へ支払った自己負担金の一部を助成する。			
配食サービス事業 【障害福祉課】	○在宅生活の継続と自立した生活の確保を図るため、食事の調理が困難な身体障害者に、栄養のバランスのとれた食事を提供する。			
障害児通学支援事業 【障害福祉課】	○特別支援学校に通う児童・生徒で、通学に付添が必要な方を対象に、付添人が体調不良などの理由で送迎ができない場合でも通学することができるよう、通学交通費の一部を助成する。			
ロボット等導入支援 【障害福祉課】	○障害福祉の現場において、国の経済対策を活用し、ロボット技術により介護業務の負担軽減及び新型コロナウイルスの感染拡大防止や労働環境の改善を図る。	→		
障害者基本計画策定事業 【障害福祉課】	○現長崎市障害者基本計画の計画期間が令和5年度までとなっていることから、障害者基本法に基づき、令和6年度から令和10年度までの5年間を計画期間とする、障害者のための施策に関する基本的な計画を策定する。	←→		

<p>障害福祉計画策定事業 【障害福祉課】</p>	<p>○現長崎市障害福祉計画及び障害児福祉計画の計画期間が令和5年度までとなっていることから、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とする、各年度における障害福祉サービス等の必要量の見込み、確保のための方策等に関する実施計画を策定する。</p>			
-------------------------------	--	---	--	--

<p>取組方針 2</p>	<p>診療所の受け入れ体制の充実</p>
---------------	----------------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		
		5	6	7
<p>障害者施策推進協議会への専門委員の設置 【障害福祉課】</p>	<p>○障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進に必要な事項、関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を審議する「長崎市障害者施策推進協議会」に新たに専門委員を置き、障害福祉センター診療所の機能強化や発達障害児に対する市内小児科協力体制の構築等について協議を行う。</p>			
<p>発達障害啓発事業 【障害福祉課】</p>	<p>○発達障害に対する理解促進を図るため、市役所内外の関係機関で構成する「発達障害ネットワーク会議」を開催し、発達障害に関する支援の検討や意見交換を行うとともに、講演会を開催するなど啓発活動を行う。</p>			
<p>診療所事業 【障害福祉課】</p>	<p>○心身に障害があり、またはその疑いがある児・者に対して診療を行う。また、カンファランス（診断会議）における評価をもとに、個別の療育・リハビリテーション計画を作成し、医師又はセラピストによる療育・リハビリテーションを実施する。発達障害児等の診療数が増加しているため、人員体制の見直しを行うなど受入れの充実を図り、待機期間解消を目指す。</p>			
<p>障害児等療育支援事業 【障害福祉課】</p>	<p>○障害児・者及びその保護者等に対し、外来又は訪問による療育指導を行うとともに、地域で障害児・者の支援に携わる保育所、幼稚園、小中学校の職員等に対する療育技術指導や障害児通所支援事業所及び医療機関等のスタッフを対象とした発達障害児支援技術講習会を実施する。</p>			


<p>取組方針 3</p>	<p>相談支援体制の充実</p>
---------------	------------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		
		5	6	7
<p>基幹相談支援センター 【障害福祉課】</p>	<p>○社会福祉士、精神保健福祉士等の専門的職員を配置した基幹相談支援センターを設置し、委託相談支援事業所、計画相談・障害児相談支援事業所等と連携して困難事例対応や各事業所相談員に対する専門的指導・助言、人材育成の支援等の業務を総合的に行う。</p>			
<p>障害者相談支援事業 <※再掲：F1-2> 【障害福祉課】</p>	<p>○障害者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者やその家族などからの各種相談に応じ、関係機関との連携を図りながら、必要な情報の提供、助言、障害福祉サービスの利用支援等を行うとともに、障害者の権利擁護のために必要な援助を行う。</p>			

<p>個別施策 F3-2</p>	<p>障害者の就労や生活の安定を支援します</p>
------------------	---------------------------

<p>2025年度にめざす姿</p>	<p>対 象</p>	<p>意 図</p>
	<p>障害者が</p>	<p>希望や能力に応じた就労をしている。</p>

<p>取組方針 1</p>	<p>障害者雇用の場の確保</p>
---------------	-------------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		
		5	6	7
<p>障害者テレワークロボット就労促進 【障害福祉課】</p>	<p>○障害者の特性により通所や通勤が困難な重度障害者などに、コミュニケーション機能と移動機能を併せ持ち、遠隔で操作できるテレワークロボットを活用し、新市庁舎の案内業務等に従事してもらうことで、障害者の社会参加や就労支援の拡充につなげる。</p>			

取組方針 2		福祉的就労の充実・強化、一般就労への移行促進		
主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		
		5	6	7
障害者就労支援相談所運営事業 【障害福祉課】	○障害者の就労の促進を図るため、就労を希望する障害者に就労相談支援、雇用準備支援、就労に必要な情報の提供を行う。			
障害者就労施設等からの物品等の優先調達 【障害福祉課】	○障害者就労施設等で就労する障害者等の自立を促進するため、長崎市役所における障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針の作成・公表を行い、物品購入等の優先調達に取り組む。			

取組方針 3		授産製品の受注拡大		
主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		
		5	6	7
授産製品販売促進事業 【障害福祉課】	○障害者の店「はあと屋」の運営を通じ、福祉的就労を行う障害者の社会参加の促進と授産製品の売上げ向上、授産工賃アップを図る。			

個別施策 F3-3	障害者が安心して暮らせる環境づくりを進めます
-----------	------------------------

2025年度にめざす姿	対象	意図
	障害者が	住まいを確保し、自立して生活している。

取組方針 1		障害者の住まいの確保、地域生活への移行と定着		
主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		
		5	6	7
住宅入居等支援（居住サポート）事業 【障害福祉課】	○賃貸借による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害者に対し、必要な調整、相談を通じて一般住宅への入居を支援する。			
移動支援事業 【障害福祉課】	○社会生活上不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動の支援を行う。			
ピアサポーター養成事業 【障害福祉課】	○ピアサポーターの養成等を行うことにより、精神障害者等の社会参加やピアサポーターとして活躍する場の創出、拡大を図り、精神障害者入院、入所生活からの地域での自立した生活への移行を推進する。		→	
手話通訳者養成事業 【障害福祉課】	○聴覚障害者等の福祉に理解と熱意を有する者に、手話等の指導を行い、手話通訳者として養成する。			
手話通訳者派遣事業 【障害福祉課】	○聴覚障害者等が公的機関又は医療機関等に出向く必要があるときで、適当な付添人が得られないため円滑な意思の疎通に支障がある場合に手話通訳者を派遣する。			
要約筆記者養成事業 【障害福祉課】	○聴覚障害者等の福祉に理解と熱意を有する者に、要約筆記等の指導を行い、要約筆記者として養成する。			

要約筆記者派遣事業 【障害福祉課】	○聴覚障害者等が公的機関又は医療機関等に向く必要があるときで、適当な付添人が得られないため円滑な意思の疎通に支障がある場合に要約筆記者を派遣する。			
盲ろう者向け通訳・介助員養成事業 【障害福祉課】	○盲ろう者の自立と社会参加を図るため、コミュニケーションの支援や外出時の移動等を介助する通訳・介助員を養成する。			
盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業 【障害福祉課】	○盲ろう者の自立と社会参加を図るため、コミュニケーションの支援や外出時の移動等を介助する通訳・介助員を派遣する。			
障害者自動車改造助成事業 【障害福祉課】	○重度身体障害者が、就労等に併い自動車を取得する場合に、障害に応じた改造に要する費用の一部を助成する。			
障害者自動車運転免許取得助成事業 【障害福祉課】	○身体障害者が就労又は就労が見込まれる等社会活動上の必要性から自動車運転免許の取得を希望する場合に、その取得に要する費用の一部を助成する。			
点字・声の広報等発行事業 【障害福祉課】	○文字による情報入手が困難な障害者のために、点訳、音訳その他障害者に分かりやすい方法により、広報、水道使用料、介護保険料、その他障害者が地域生活をするうえで必要度の高い情報等を提供する。			
手話普及啓発事業 【障害福祉課】	○手話への理解促進及び手話の普及を図り、聴覚障害者等が支障なく日常生活を送ることができるよう、手話を使用しやすい環境を整備するための取組みを実施する。			
障害者アート啓発事業 【障害福祉課】	○障害者への理解と芸術文化活動を通じた障害者の社会参加を推進するため、障害者が制作したアート作品の展示を行う作品展を開催する。			
移送支援事業 【障害福祉課】	○車の横付けが困難な斜面地等に居住し、一人で歩行が困難な身体障害者に対し、移送支援サービス事業者を派遣して、自宅から自力で移動が可能な場所までの移送を行い、福祉施設の利用や通院等の外出を支援する。			
福祉緊急連絡装置設置事業 【障害福祉課】	○急病、災害等の緊急時において、一人暮らしの重度身体障害者等に消防局や協力員等が救助、その他の措置を取るための装置を設置する。			
重度障害者福祉タクシー利用助成事業 【障害福祉課】	○在宅の重度障害者が容易に外出できるようにするため、タクシー料金の一部を助成する。			
障害者交通費助成事業 【障害福祉課】	○心身障害者の自立更生を助成し、社会活動への参加を促進するため、バス、電車、タクシー、ガソリン、船舶等の利用券等の交付を行うなど交通費の一部を助成する。			
個別避難計画の作成事業 <※再掲：E1-3> 【障害福祉課】	○災害時に配慮が必要な避難行動要支援者のうち、危険区域に居住する障害者や一人で避難することが困難な障害者が、迅速かつ安全に避難することができるよう、それぞれの生活環境に応じた実効性のある個別の避難計画を作成する。			
精神障害者社会参加促進事業 【地域保健課】	○精神障害者の社会復帰や社会参加の促進を支援する精神保健福祉ボランティアの活動支援を行う。			

取組方針 2	成年後見制度の利用促進		
---------------	--------------------	--	--

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		
		5	6	7
成年後見制度利用支援事業 【障害福祉課】	○障害者の権利擁護を図るため、身寄りがなく、判断能力が十分でない知的障害者、精神障害者について、市長が家庭裁判所に対し、後見人等の選任を求めて申し立てを行う。費用負担が困難な場合には、市が経費の一部又は全部を負担する。また、市長申立以外の者の成年後見人等に就任した専門職後見人において、家裁審判額の決定額によっては、後見人活動に支障が生じる場合があるため、その活動に対する費用を助成する。			

取組方針 3	地域生活支援拠点の整備		
---------------	--------------------	--	--

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		
		5	6	7
地域生活支援拠点の整備検討 【障害福祉課】	○障害者の重度化、高齢化や「親亡き後」を見据えた地域生活を支援する拠点の整備に向けて、自立支援協議会などを中心に協議し検討する。	→		

基本施策	F 4	子どもをみんなで育てる子育てしやすいまちづくりを進めます
------	-----	------------------------------

2025年度にめざす姿	対 象	意 図
	子育て家庭が	まち全体に支えられ、安心して子育てができています。

個別施策 F 4 - 1	結婚や妊娠の希望の実現を支援します
--------------	-------------------

2025年度にめざす姿	対 象	意 図
	結婚や妊娠を望む市民が	希望を実現している。

取組方針 1	結婚に関する意識の啓発
--------	-------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		
		5	6	7
「ながさきで婚活」応援事業 【長崎創生推進室】	○結婚希望者の意識啓発や社会として結婚を応援する機運の醸成を図り、結婚希望者の結婚に向けた行動を喚起するため、結婚希望者本人やその親、企業等を対象とするセミナーの開催や情報発信を行う。			

取組方針 2	出会いの機会の創出
--------	-----------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		
		5	6	7
「ながさきで婚活」応援事業 【長崎創生推進室】	○結婚希望者の出会いの機会を創出するため、長崎県と連携して、データマッチングシステム「お見合いシステム」や企業間交流事業「ウィズコンながさき」等の運営を行う。			

取組方針 3	不妊に関する情報の提供
--------	-------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		
		5	6	7
不妊治療の周知啓発 【子育てサポート課】	○不妊治療を受けやすい環境になるよう不妊に関する情報を周知し、妊娠を望む夫婦が早い段階から不妊治療に取り組めるよう知識の啓発を行う。			

個別施策 F 4 - 2	母と子の健康を支援します
--------------	--------------

2025年度にめざす姿	対 象	意 図
	母と子が	健康な生活を送っている。

取組方針 1		妊娠・出産・育児への切れ目ない支援		
主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		
		5	6	7
子育て世代包括支援センター運営事業 ＜※再掲：F4-3・取組方針2＞ 【子育てサポート課、各総合事務所地域福祉課】	○妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うため、母子保健と子育て支援を一体的に取り組み、子育て家庭のあらゆる相談に対応するとともに必要な支援へつなぐ。 ○令和5年度は、子育て家庭や子どもが慣れ親しんだツールでいつでも気軽に相談しやすいLINE相談を導入する。			
伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金実施事業 ＜※再掲：F4-3・取組方針2・5＞ 【子育てサポート課】	○すべての妊婦や子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、妊娠届出時から妊婦や0～2歳の低年齢期の子育て家庭に寄り添い、面談等を通じて必要な支援につなぐ伴走型相談支援と、子育て家庭の負担軽減を図るための経済的支援を一体的に行う。			
妊産婦健康診査事業 【子育てサポート課、各総合事務所地域福祉課】	○妊婦の妊娠高血圧症候群や貧血等の異常を早期に発見して治療につなぎ、安全な出産が迎えられるよう、妊婦の健康診査費用を負担し、受診の促進を図る。また、産後うつや新生児への虐待予防を図るため、出産後間もない時期の産婦に対する健康診査費用を負担する。 ○令和5年度から多胎妊婦の追加健診や低所得の妊婦の初回産科受診にかかる費用を負担する。			
産前産後支援事業 【子育てサポート課、各総合事務所地域福祉課】	○妊娠、出産期の心身の不調や育児不安を軽減するため、保健師、助産師が特に支援が必要な母子に対して心身のケアや育児の支援を行う。 ○令和5年度は、アウトリーチ（訪問）型の開始や、一般世帯への自己負担額の減免、里帰り産婦への対応など事業を拡充する。			
母子保健訪問指導事業 【子育てサポート課、各総合事務所地域福祉課】	○母子の健康増進を図り、児童虐待等を防止するため、妊産婦、新生児、未熟児等の家庭を訪問して妊娠・出産・育児に関する相談に応じ、必要な指導・助言を行う。			
乳児家庭全戸訪問事業 【子育てサポート課、各総合事務所地域福祉課】	○家庭の孤立化を防ぎ、乳児の健全な養育環境の確保を図るため、生後4か月までの乳児がいる家庭を民生委員・児童委員等が訪問し、子育てに関する情報提供や、子育ての状況を把握することで、支援が必要な家庭を早期に発見、保健師の訪問など適切な支援につなぐ。			
養育支援訪問事業 【子育てサポート課、各総合事務所地域福祉課】	○児童虐待を未然に防止するため、出産後間もない時期の家庭や、さまざまな要因により養育が困難になっている家庭に対して、保健師等による専門的指導・助言を行う。			
子育て世帯訪問支援事業 【子育てサポート課】	○家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を、訪問支援者が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ。			
子育て短期支援事業 【子育てサポート課】	○児童及び家庭の福祉の向上を図るため、保護者が疾病等の社会的事由及び仕事等により家庭における児童の養育が一時的に困難となった時に、児童養護施設においてその児童の養育を行う。 ・短期入所生活援助（ショートステイ）：児童養護施設等に宿泊させ、その児童の養育を行う。 ・夜間養護（トワイライトステイ）：児童養護等に通所させ、その児童の養育を行う。 ○令和5年度から実施施設として、乳児の受け入れが可能なファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業）を追加する。			
妊産婦新型コロナウイルス感染症対策事業 【子育てサポート課】	○新型コロナウイルス感染症の流行により、不安を抱える妊婦への分娩前ウイルス検査を実施する。			

取組方針 2	子どもの健やかな成長への支援
---------------	-----------------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		
		5	6	7
軽中度難聴児補聴器購入費補助金 【こども政策課】	○身体障害者手帳の交付対象とならない18歳未満の軽中度の難聴児に対して、補聴器購入費の一部を助成することにより、聴力の向上や言語の発達を支援する。			
親子歯科口腔保健事業 【子育てサポート課】	○妊娠・出産及び育児に伴う親子の口腔領域の疾患を予防するため、妊産婦と子どもを対象として歯科医院への受診支援および歯科保健指導を実施する。 ○令和5年度から妊産婦歯科健診にパートナーを追加する。 ・妊産婦等歯科健診 ・歯育て健診 ・むし歯予防教室			
乳幼児健康診査事業 【子育てサポート課、各総合事務所地域福祉課】	○乳幼児の健全な発育や発達を促すため、4か月児、7か月児、10か月児、1歳6か月児、3歳児の健康診査を実施する。視覚、聴覚、運動機能、発達等の障害や異常、その他の疾病を発見し、適切な保健指導を行う。			
母子栄養健康づくり事業 【各総合事務所地域福祉課】	○健康で豊かな生活を送るための知識を普及するとともに、子育て仲間づくりの機会を提供して育児の孤立化を防ぐため、育児や栄養、歯科保健に関する健康教室等を開催する。			
乳幼児健全発達支援事業 【各総合事務所地域福祉課】	○発達面に問題がみられる幼児や育児不安が強い母親等を対象に、適切な親子の関わりを築くため、教室を開催し、集団遊びを通して幼児の発達を促すとともに、相談や育児指導を行う。			

個別施策 F4-3	子育て支援の充実を図ります
------------------	----------------------

	対 象	意 図
2025年度にめざす姿	子育て家庭が	地域に支えられ、安心して子どもを育てている。

取組方針 1	地域や商店街、職場などで子育てを応援する取組みの推進
---------------	-----------------------------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		
		5	6	7
赤ちゃんの駅推進事業 【こども政策課】	○子育て家庭が子ども連れで外出する際の精神的な負担を軽減するため、授乳室やおむつ替えスペースの提供を行う施設を認定し、情報発信することで、市民の子育てを応援する意識を醸成し、子育てしやすいまちを目指す。 ・赤ちゃんの駅の認定及び情報発信 ・認定施設へのステッカー配付			
子ども食堂開設応援事業 【こども政策課】	○地域で子ども食堂の開設を検討している者を応援するため、その運営を熟知した者（子ども食堂開設応援アドバイザー）を派遣し、相談に応じ、助言、情報提供等を行う。			
ファミリー・サポート・センター運営事業 【子育てサポート課】	○子育て家庭の負担軽減を図るため、子育ての援助を受けたい人と援助をしたい人が会員となって、地域の中で一時的な子育ての助け合いを行う住民参加型の組織「ファミリー・サポート・センターながさき」を運営する。			

取組方針 2		子育てに関する相談支援体制の充実		
主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		
		5	6	7
子育て支援センター運営事業 【こども政策課】	○子育て中の保護者の負担感の軽減を図り、安心して子育てができる環境を整備するとともに、地域の子育て支援機能の充実を図るため、子育て支援センターを開設し、運営する。 ○発達障害のある子どもや発達に気になる子どもを育てる保護者が気軽に集い、交流・相談などができる子育て支援センターを運営する。 ・子育て親子の交流の場の提供と交流の促進 ・子育て等に関する相談、援助の実施 ・地域の子育て関連情報の提供 ・子育て及び子育て支援に関する講習等の実施 ・民間団体による運営（市は補助金により支援）			
子育て支援センター整備事業 【こども政策課】	○子育て中の保護者の負担感の軽減を図り、安心して子育てができる環境を整備するとともに、地域の子育て支援機能の充実を図るため、子育て支援センターを整備する。 ・令和4年度：開設：江平・山里区域 移転：淵・緑が丘区域 ・令和5年度：開設予定：丸尾・西泊・福田区域 <参考>市内16区域に設置することとしており、令和5年度までに16区域への設置を完了	→		
民間保育所等新型コロナウイルス感染症対策事業（子育て支援センター） 【こども政策課】	○子育て支援センターの運営団体に対し、新型コロナウイルス感染症に係る事業継続支援及び子育て支援センターにおけるICT化の推進を支援するために必要な経費を補助する。	↔		
子育て世代包括支援センター運営事業 <※再掲：F4-2> 【子育てサポート課、各総合事務所地域福祉課】	○妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うため、母子保健と子育て支援を一体的に取り組み、子育て家庭のあらゆる相談に対応するとともに必要な支援へとつなぐ。 ○令和5年度は、子育て家庭や子どもが慣れ親しんだツールでいつでも気軽に相談しやすいLINE相談を導入する。			
児童虐待防止対策事業 【子育てサポート課】	○児童虐待の発生予防及び早期発見に努め、子どもや子育てに関する相談に適切かつ迅速に対応するため、研修や人事交流等により職員のスキルアップを図る。			
伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金実施事業 <※再掲：F4-2・取組方針1、取組方針5> 【子育てサポート課】	○すべての妊婦や子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、妊娠届出時から妊婦や0～2歳の低年齢期の子育て家庭に寄り添い、面談等を通じて必要な支援につなぐ伴走型相談支援と、子育て家庭の負担軽減を図るための経済的支援を一体的に行う。			
子ども・子育て支援連携体制促進事業 【子育てサポート課】	○不安や悩みを抱える保護者や子どもが身近な場所で相談し、適切なサービスや事業を地域のなかで選択し円滑に利用できるよう、利用者支援専門員が中心となり地域における子育て支援の連携体制を構築する。	↔		
子どもの居場所連携体制づくり 【こどもみらい課】	不登校や孤立、貧困など、多様かつ複合的な困難を抱える子どもの居場所づくりのため、庁内の関係各課と連携し支援体制の構築を図るとともに、関係する取り組みを行っている外部団体と協議を行い、こども家庭庁の創設に伴う国の動向を踏まえながら、効果的な連携のあり方について検討を進める。	←		

取組方針 3	子育てに関する情報の収集・発信の充実
---------------	---------------------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		
		5	6	7
子育て応援情報発信事業 【こども政策課、子育てサポート課】	<p>○子育て家庭が必要とする情報を提供するため、子育て家庭の視点で収集・整理し、わかりやすくタイムリーに発信する。 ・子育て応援情報サイト「イーカオ」（ホームページ）の更新</p> <p>○令和4年度に実施した「パパママモニター」を継続し、利用者の視点から子育て応援情報サイト「イーカオ」に対する率直な意見を聴き、情報発信における課題を見つけ、「イーカオ」の全面リニューアルも視野に入れた検討を行う。</p> <p>○妊産婦、子育て家庭、子どものために子育て支援の取組みを行う市内の地域、職場、商店街、民間団体等を長崎市イーカオサポーターとして認定し、その取組みにかかる情報を集約し、一元的に情報発信する仕組みとして長崎市イーカオサポーター制度を創設する。</p>			
子育て応援アプリ導入 【子育てサポート課】	○子育て家庭の負担軽減を図るために、スマートフォン等で母子の健康管理や予防接種のスケジュール管理、子育て情報等をプッシュ通知、施設検索等、便利で簡単に子育て支援サービスが利用できる子育て応援アプリの構築を行う。	←	→	

取組方針 4	子どもの貧困対策の推進
---------------	--------------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		
		5	6	7
子どもの貧困対策推進事業 【こども政策課】	○令和4年度に策定した「長崎市子どもの貧困対策推進計画」に基づき、教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援を重点施策とし、関係課との連携のもと計画的な推進に取り組む。	←	→	

取組方針 5	経済的支援の実施
---------------	-----------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		
		5	6	7
子ども医療対策事業 【こども政策課】	○子どもの健康保持と子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、高校生世代まで（満18歳に達する年の年度末まで）の子どもを対象に保険診療に係る医療費の一部を助成する。			
交通遺児援助事業 【こども政策課】	○交通事故により、父又は母が死亡した義務教育に就学する遺児を支援するため、交通遺児を監護する者に、教育手当と見舞金及び祝金を支給する。 ・教育手当、見舞金、入学祝金、卒業祝金			
伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金実施事業 <※再掲：F4-2・取組方針1、取組方針2> 【子育てサポート課】	○すべての妊婦や子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、妊娠届出時から妊婦や0～2歳の低年齢期の子育て家庭に寄り添い、面談等を通じて必要な支援につなぐ伴走型相談支援と、子育て家庭の負担軽減を図るための経済的支援を一体的に行う。			
子育て住まいづくり支援費補助金 <※再掲：E5-1> 【住宅政策室】	○家族の支え合いにより子育てに係る負担軽減を図り、安心して子育てしやすい環境をつくるため、多子世帯又は三世代同居若しくは近居するための中古住宅の取得・改修費用の一部を助成する。			

取組方針 6	子育てを通した仲間づくりの推進		
---------------	------------------------	--	--

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		
		5	6	7
地域親子のふれあい支援事業 【子育てサポート課】	<p>○親子がふれあいながら子どもの遊びや育児について学ぶとともに、仲間づくりを促進し、孤独な育児にならないよう支援を行うため、地域の身近な場所に親子遊びの場として「お遊び教室」を開催する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域のふれあいセンターや公民館など、概ね月1回開催 ・民生・児童委員や主任児童委員、子育てサークルやボランティア等と協働で開催 ・保育士や保健師による育児や健康相談等を実施 			

取組方針 7	子どもが遊び、学ぶ場の充実		
---------------	----------------------	--	--

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		
		5	6	7
児童センター・児童館運営事業 【こども政策課】	<p>○児童の健康を増進し、その情操を豊かにするため、健全な遊びの場を提供する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大浦児童センター、滑石児童館、土井首児童館、琴海児童館 			
あぐりの丘運営費 【こども政策課】	<p>○子どもを中心として、若者及び高齢者を含む全ての世代に、豊かな自然及び多様な施設を活かした遊び、体験、交流等の場を提供することにより、子どもの健やかな成長を育むとともに、市民のレクリエーションに資する。</p>			
児童福祉等設備整備事業 あぐりの丘 【こども政策課】	<p>○子どもを中心として、若者及び高齢者を含む全ての世代に、豊かな自然及び多様な施設を活かした遊び、体験、交流等の場を提供するため、あぐりの丘の老朽化した設備を改修し適正な管理運営につなげる。</p>	←		

取組方針 8	子育てを総合的に支援するための拠点の整備		
---------------	-----------------------------	--	--

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		
		5	6	7
(仮称) こどもセンター整備事業 【こども政策課】	<p>○子どもや子育て家庭を総合的に支援するため、新市庁舎2階（イーカオプラザ）の役割や地域で提供する機能を検証し、(仮称) こどもセンターのあり方を検討する。</p>	→		

個別施策 F4-4	子どもを育てやすい環境の充実を図ります		
------------------	----------------------------	--	--

2025年度にめざす姿	対象	意図
		子育て家庭が

取組方針 1	保育の量の確保・サービスの充実		
---------------	------------------------	--	--

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		
		5	6	7
産休・病休代替職員費補助金 【幼児課】	<p>○児童福祉施設等の職員が、出産又は傷病のため休暇を取得する場合において、その職員の母体の保護又は専心療養の保障を図りつつ、入所児童等の処遇を確保するために代替職員を雇用した賃金の一部を助成する。</p>			
病児・病後児保育事業 【幼児課】	<p>○保護者の就労等の理由により、病気又はその回復期にある児童（乳児・幼児又は小学校に就学している児童）を集団保育及び家庭で保育できない場合、その児童を一時的に保育するため、提供体制の拡充を図りながら適切な処遇が確保される医療機関等に事業を委託する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度（見込）：4施設 			

低所得世帯副食費給付事業 【幼児課】	○施設型給付を受けない私立幼稚園において、低所得世帯及び多子世帯の副食費の支援を行う。			
民間保育所等新型コロナウイルス感染症対策事業 【幼児課】	○民間保育所等において、新型コロナウイルスの感染者や濃厚接触者等が発生した場合に、職員が感染症対策の徹底を図りながら事業を継続的に実施していくために必要な経費を補助する。			
特定教育・保育施設等実施事業費補助金 【幼児課】	○多様な保育サービスへの需要に対応するため、延長保育等の保育サービスを実施する民間保育所等に助成する。 ・延長保育促進事業（保護者の就労時間、勤務時間等を考慮し、通常の利用時間以外に引き続き延長保育を実施する保育所等に助成） ・障害児保育対策事業（精神又は身体に障害のある児童で特別児童扶養手当の支給対象となっている児童を保育するため保育士を加配した保育所等に助成） ・発達促進保育特別対策事業（精神又は身体に障害があり、若しくは発達遅滞のある児童を保育するため保育士を加配した保育所等に助成）			
一時預かり費補助金 【幼児課】	○保護者のさまざまな事情により緊急・一時的に保育が必要な就学前児童を保育所等で預かる経費の一部を助成する。			
幼稚園型一時預かり費補助金 【幼児課】	○保育の受け皿を拡大することで、待機児童解消を図るため、幼稚園等において就学前児童を一時的に預かるために必要な経費の一部を助成する。 ・幼稚園等に通う子どもが、保護者の事情により家庭で保育を受けることが困難な場合の、通常の利用時間終了後の預かり ・幼稚園における保育が必要な2歳児の預かり			
認可外保育施設健康診断実施費補助金 【幼児課】	○認可外保育施設に勤務する保育従事者及び調理担当職員並びに利用児童の健康診断に係る費用を補助する。			
民間保育所等副食費支援補助金 【幼児課】	○原油価格・物価高騰の影響により、民間保育所等の副食費における食材費が上昇している中、保護者負担額を増額することなくこれまでと同等の栄養バランスや量を保った給食を提供するための費用を補助する。	←→		
民間保育所等運営費補助金 【幼児課】	○民間保育所等の運営及び保育内容の充実並びに職員の処遇向上を図るため助成する。 ・令和5年度（見込）：113施設（民間保育所等）			
医療的ケア児保育支援費補助金 【幼児課】	○医療的ケア児を受け入れる保育所等が医療的ケアに従事する専任の看護師を雇用し、安定したケア児受け入れが実施できるよう看護師1名分の人件費相当分を助成する。 ・令和5年度（見込）：3施設			
民間保育所等非常通報装置整備費補助金 【幼児課】	○民間保育所等の児童の安全の確保を図るため、非常通報装置を設置する施設に対し、設置費用の一部を助成する。	←→		
新保育施設建設用地整備事業（旧仁田佐古小学校跡地擁壁） 【幼児課】	○既存擁壁の撤去及び新設、既存鉄製フェンス・ブロック塀・金網フェンスの撤去、目隠しフェンスの設置等	←→		
児童福祉等施設整備事業費補助金（民間保育所） 【幼児課】	○入所児童の保育環境の向上及び保育所待機児童の解消を図るため、民間保育所において、新設、定員増を伴う増改築等及び老朽施設の施設整備にかかる経費を助成する。 ・令和5年度（見込）：3施設（うち令和4年度から継続：なし）			
児童福祉等施設整備事業費補助金（認定こども園） 【幼児課】	○保育所待機児童の解消及び多様な保育需要への対応を図るため、定員増を伴う増改築等、老朽施設及び認定こども園への移行の施設整備にかかる経費を助成する。 ・令和5年度（見込）：2施設（うち令和4年度から継続：2施設）			

市立保育所等施設運営事業 (市立保育所・市立認定こども園) 【幼児課】	○市立保育所及び市立認定こども園長崎幼稚園の運営費 ・給食の提供において、0～2歳児クラスの子どもに対して主食及び副食、3～5歳児クラスの子どもに対して副食を提供しているが、令和4年度から、3～5歳児クラスの子どもに対して新たに主食を提供する。			
私立幼稚園振興費補助金 【幼児課】	○私学の振興並びに私立幼稚園の教育条件の向上及び保護者の負担軽減を図るため、本市区域内にある私立幼稚園に対し学校運営に係る経費の一部を補助する。 ・令和5年度(見込): 40施設			
幼稚園施設整備事業(高島幼稚園) 【幼児課】	○老朽化等により劣化した市立高島幼稚園の施設改修を行い、児童の安全確保及び保育環境の向上を図る。 ・園舎屋上防水改修工事 ・保育室空調機購入	←→		
私立幼稚園預かり保育促進費補助金 【幼児課】	○私立幼稚園が実施している通常の幼稚園教育時間の終了後等に希望する者を対象に行う「預かり保育」の利用者のうち、保育が必要な子の保護者に対して、預かり保育料の一部を支援し、保護者負担の軽減を図るとともに、預かり保育の推進を図ることで、保育所待機児童の解消につなげる。			

取組方針 2	保育の質の向上
---------------	----------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		
		5	6	7
保育士等相談窓口の設置 【幼児課】	○従来から行っている幼児課主幹の相談業務を明確化し、併せて「保育士相談窓口」として位置付けることで、若手保育士から施設長まで幅広く支援を行う。 また、保育士等の負担軽減を図り、安心して働ける環境づくりに取り組むことで保育の質の向上を図る。			
保育所等質の向上支援事業 【幼児課】	○市内の保育所等における業務の見直しによる労働環境改善のきっかけづくりや区域内の施設間の連携を深めるため、施設の中堅職員を対象に、国のガイドラインに基づいたグループワークを行う。			
保育士等サポート事業費補助金 【幼児課】	○保育補助者や保育の周辺業務を行う人員を配置することにより、保育士等の持ち帰り仕事の削減や休憩時間を確保し、保育士等の労働環境の改善及び保育の質の向上を図るため、保育補助者又は保育支援者を雇用する場合に必要な経費を補助する。			
長崎市保育会研修費等補助金 【幼児課】	○長崎市保育会が行う保育士等の研修事業活動費を助成する。			
長崎市私立幼稚園協会補助金 【幼児課】	○教職員の資質向上を図るため、長崎市私立幼稚園協会の研修事業費を助成する。			

取組方針 3	児童の安全・安心な居場所の確保
---------------	------------------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		
		5	6	7
放課後児童健全育成事業 【こどもみらい課】	○放課後等における児童の健全な育成を図るため、必要な支援を行う。 ・運営団体への支援(運営費等補助金の交付) ・放課後児童支援員等研修の実施 ・放課後児童クラブ施設的环境整備(施設修繕など)			
放課後子ども教室推進事業 【こどもみらい課】	○放課後又は週末等に小学校等を使用し、地域と学校が連携・協力して、学習や様々な体験・交流活動の機会を提供することにより、すべての児童が安全・安心に過ごすことができるようにするため、放課後子ども教室を推進し、地域における活動場所を確保する。			
放課後児童クラブ施設整備事業費補助金 【こどもみらい課】	○施設の狭あい化の解消のため、放課後児童クラブ施設の整備を行う事業者へ施設整備費を補助する。			
民間保育所等新型コロナウイルス感染症対策事業(放課後児童クラブ) 【こどもみらい課】	○放課後児童クラブにおける感染防止のため、マスクや消毒液等の備品購入費用及び、職員が感染症対策の徹底を図りながら事業を継続的に実施するために必要な増し経費等の補助を行う。	→		

個別施策 F4-5	ひとり親家庭等の自立を支援します
-----------	------------------

2025年度にめざす姿	対象	意図
	ひとり親家庭等が	自立した生活を送っている。

取組方針 1	生活の支援
--------	-------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		
		5	6	7
母子父子福祉指導事業 【こども政策課】	○母子・父子自立支援員を配置し、母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦に対し、生活相談等に応じ、自立に必要な指導を行う。			
母子生活支援施設白菊寮運営事業 【こども政策課】	○配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、保護するとともに自立促進のためにその生活を支援する。			
ひとり親家庭等日常生活支援事業 【子育てサポート課】	○母子家庭、父子家庭及び寡婦の家庭生活の安定を図るため、保護者の修学や疾病等により、一時的に生活援助、保育サービスが必要な場合や生活環境の激変により日常生活を営むのに支障が生じている場合に家庭生活支援員を派遣する。			

取組方針 2	経済的支援
--------	-------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		
		5	6	7
母子父子寡婦福祉資金貸付事業 【こども政策課】	○母子家庭の母及びその扶養する児童、父子家庭の父及びその扶養する児童、父母のいない児童、寡婦等の世帯に経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせて福祉を増進するため、必要な資金の貸し付けを行う。			
ひとり親家庭・寡婦医療対策事業 【こども政策課】	○健康保持と経済的負担の軽減を図るため、20歳未満の子を現に監護するひとり親家庭等の母・父とその子、父母のいない子及び寡婦を対象に保険診療分にかかる費用の一部を助成する。			
児童福祉システム整備事業 【こども政策課】	○ひとり親福祉医療において、受給者の手続に係る負担感の軽減を図るため、年に1度の年次更新のために提出を求めている現況届を廃止することに伴い、廃止後の入力業務においてRPA等を活用し、積極的にデジタル化を進める。			

取組方針 3	就業の支援
--------	-------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		
		5	6	7
ひとり親家庭自立支援助成事業 【こども政策課】	○母子家庭の母・父子家庭の父が安定的な収入を得ることにより自立した生活を送ることができるよう、よりよい就業に向けた能力開発のための支援を行う。 ・自立支援教育訓練給付金 ・高等職業訓練促進給付金等 ・母子父子自立支援プログラム策定			
ひとり親家庭等自立促進センター事業 【こども政策課】	○長崎県と共同で、母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦の自立促進のため、一貫した就業支援サービスを提供し、就業等による自立を促進する。 ・就業等に関する相談、求人開拓 ・セミナー、講習など ・求人情報、職業訓練情報の提供			

取組方針 4		情報提供の充実及び相談機能の強化		
主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		
		5	6	7
母子父子福祉指導事業 【こども政策課】	○母子・父子自立支援員を配置し、母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦に対し、就労相談等に応じ、自立に必要な情報提供を行う。			
ひとり親家庭等自立促進センター事業 【こども政策課】	○長崎県と共同で、母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦の自立促進のため、就業等に関する求人情報、職業訓練情報の提供、相談、及び養育費等の専門家による法律相談等を実施する。 ・求人情報、職業訓練情報の提供 ・就業等に関する相談 ・弁護士等の専門相談			
母子生活支援施設職員処遇改善臨時特例事業 【こども政策課】	○新型コロナウイルス感染症への対応と子どもへの対応が重なる教育・保育現場等の最前線において働く職員の処遇の改善のため、母子生活支援施設に勤務する職員を対象に、収入を3%程度（月額9,000円）引き上げるための措置にかかる費用を補助する。			

基本施策	F 5	原爆被爆者の援護を充実します
------	-----	----------------

2025年度にめざす姿	対 象	意 図
	被爆者等が	安心して暮らしている。

個別施策 F 5 - 1	被爆者が保健・医療・福祉サービスを受けやすい環境を整えます	
--------------	-------------------------------	--

2025年度にめざす姿	対 象	意 図
	被爆者が	安心して保健・医療・福祉サービスを受けている。

取組方針 1	援護施策の安定的提供	
--------	------------	--

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		
		5	6	7
在外被爆者対策事業 (台湾被爆者対策事業) 【調査課】	○台湾在住被爆者の原爆後障害に対する不安の解消と健康増進を図るため、関係機関と連携し、現地被爆者に対する健康相談等事業を実施する。また、現地医療機関と被爆医療の発展を目的とした情報交換を行う。			
訪問介護及び介護保険等利用被爆者助成事業 【援護課】	○被爆者が介護サービス等を利用した際に生じる自己負担額を国の補助を受け助成する。			
民間病院施設整備事業費補助金(長崎原爆病院) 【地域保健課】	○被爆者が安心して医療を受けられる環境を整備するため、長崎原爆病院の医療機器の整備について、国・県と協調して助成する。			

取組方針 2	国への要望	
--------	-------	--

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		
		5	6	7
長崎原子爆弾被爆者援護強化対策協議会 <※再掲：F 5-2、 F 5-3> 【調査課】	○長崎市及び長崎市議会で組織する「長崎原子爆弾被爆者援護強化対策協議会(原援協)」で、国等に対し要望活動を行う。			
広島・長崎原爆被爆者援護対策促進協議会 <※再掲：F 5-3> 【調査課】	○広島・長崎両県市で組織する「広島・長崎原爆被爆者援護対策促進協議会(八者協)」で、国等に対し要望活動を行う。			

個別施策 F 5 - 2	被爆体験者の救済及び支援事業の充実を図ります	
--------------	------------------------	--

2025年度にめざす姿	対 象	意 図
	被爆体験者が	安心して支援を受けている。

取組方針 1	国への要望	
--------	-------	--

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		
		5	6	7
長崎原子爆弾被爆者援護強化対策協議会 <※再掲：F 5-1、 F 5-3> 【調査課】	○長崎市及び長崎市議会で組織する「長崎原子爆弾被爆者援護強化対策協議会(原援協)」で、国等に対し要望活動を行う。			

個別施策 F5-3	被爆実態に関する調査研究を促進します
-----------	--------------------

2025年度にめざす姿	対象	意図
	原爆被爆の実態が	調査により把握されている。

取組方針 1	調査研究の継続実施
--------	-----------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		
		5	6	7
原爆被爆者動態調査事業 【調査課】	○長崎市に投下された原子爆弾による人的被害の実態を明らかにするため、既存の資料等を調査し、原爆被爆者・死没者のデータベースの整備を行う。			
長崎市原子爆弾放射線影響研究会 【調査課】	○原爆被爆者援護行政の施策の推進につなげるため、医学、物理学及び疫学の専門家で構成される「長崎市原子爆弾放射線影響研究会」において、原子爆弾の放射線による人体への影響に関する様々な研究事項について、専門的見地からの情報及び意見交換等を行う。			

取組方針 2	国への要望
--------	-------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		
		5	6	7
長崎原子爆弾被爆者援護強化対策協議会 <※再掲：F5-1、F5-2> 【調査課】	○長崎市及び長崎市議会で組織する「長崎原子爆弾被爆者援護強化対策協議会（原援協）」で、国等に対し要望活動を行う。			
広島・長崎原爆被爆者援護対策促進協議会 <※再掲：F5-1> 【調査課】	○広島・長崎両県市で組織する「広島・長崎原爆被爆者援護対策促進協議会（八者協）」で、国等に対し要望活動を行う。			

基本施策	F 6	生活困窮者等が将来への希望を持てる支援を充実します
------	-----	---------------------------

2025年度にめざす姿	対 象	意 図
	生活困窮者や生活保護受給者が	夢や生きがいをもって心身ともに健やかに暮らすことができています。

個別施策 F 6-1	生活困窮者等が安定した生活ができるよう支援します
------------	--------------------------

2025年度にめざす姿	対 象	意 図
	生活困窮者等が	安定した生活ができるようになり、将来への希望を持って暮らすことができています。

取組方針 1	職員・支援員の能力向上
--------	-------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		
		5	6	7
生活保護面接相談事業 【生活福祉1課】	○生活保護等の生活相談に対して、相談者の状況に応じて適切な助言、申請の受付及び関係機関・各種制度を利用した支援を行う。			
生活困窮者支援相談事業 【生活福祉2課】	○生活困窮者に対する「就労支援等の自立に関する相談支援」、「家計管理、債務整理等の家計相談支援」、「離職等に併い求職している方への住居確保給付金の相談・受付」、「就労意欲などの面で就労に向けた準備が整っていない方への就労準備支援」を行う。			

取組方針 2	子どもの学習・生活支援の実施
--------	----------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		
		5	6	7
学習支援事業 【生活福祉2課】	○貧困の連鎖を防止するため、生活保護世帯等の子どもを対象とした学習会を開催し、学習の支援、居場所の提供、社会性の育成を行う。			
子どもの健全育成支援事業 【生活福祉2課】	○専門相談員が関係機関と連携して、引きこもりや不登校など子育てに問題を抱える生活保護世帯を支援する。			

個別施策 F 6-2	生活保護受給者の就労を支援します
------------	------------------

2025年度にめざす姿	対 象	意 図
	生活保護受給者が	働きがいのある仕事についている。

取組方針 1	各種支援の実施・充実
--------	------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		
		5	6	7
生活保護受給者就労支援事業 【生活福祉2課】	○生活保護受給者の自立を図るため、ハローワークの専任職員、ハローワークOB等の就労支援員、民間の有料職業紹介事業者及び社会的自立支援員が個々の生活保護受給者に応じた就労支援を行う。			

基本施策	F 7	自らすすめる健康づくりを推進します
------	-----	-------------------

2025年度にめざす姿	対 象	意 図
	市民が	心身ともに健康でいきいきと暮らしている。

個別施策 F 7-1	市民の自主的な健康づくり活動を支援します
------------	----------------------

2025年度にめざす姿	対 象	意 図
	市民が	地域において、自主的な健康づくり活動に取り組んでいる。

取組方針 1	健康づくり推進員の人材確保
--------	---------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		
		5	6	7
地域健康づくり推進事業 【健康づくり課・各総合事務所地域福祉課】	<ul style="list-style-type: none"> ○自主的な健康づくりに取り組む市民を増やすため、食生活改善推進員をはじめとした地域の健康づくりに取り組むボランティアの育成を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・養成講座の実施 ・健康づくり推進員の高齢化等を見据え、裾野を広げるための人材発掘 ○地域で健康づくりに取り組む推進員の人材確保をするため、健康づくり推進員活動の周知・PRを行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・状況に応じた受講しやすい養成講座の実施 ・健康教室の中での活動紹介や教室参加者への働きかけ、新たな推進員の発掘を行う。 ○健康づくり推進員の活動を充実させるため、推進員間の連携強化に取り組む。 <ul style="list-style-type: none"> ・研修会や交流会の開催 ・地域活動の連携（サロン活動や各種イベント等の協働活動） ○健康づくり推進員の活動を継続させるため、推進員の意欲増大に取り組む。 <ul style="list-style-type: none"> ・活動環境の整備 ・様々な活動の場の提供 ・活動の周知・PR 			

取組方針 2	健康づくり推進員の活動の場の確保
--------	------------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		
		5	6	7
地域健康づくり推進事業 【健康づくり課・各総合事務所地域福祉課】	<ul style="list-style-type: none"> ○健康づくり推進員の活動の場を広げるため、自治会等の地域活動を行う団体へ健康づくり推進員の活動について周知する。 <ul style="list-style-type: none"> ・活動環境の整備 ・活動の周知・PR ・お遊び教室や高齢者サロンにおける推進員活動の実施 ・健康教室の中での活動紹介 ○健康づくり推進員間の連携強化、地域での協働活動につなげるため、地域単位で健康づくり推進員の交流会を実施する。 ○健康づくり推進員間の地域における健康づくり活動を充実させるため、地域の関係機関等との連携により地域で活動ができるよう場の確保や活動支援を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・地域活動の連携（地域包括支援センターや地域コミュニティ推進協議会等との連携及び協働活動） ・公民館講座等の場の活用 ○地域における健康づくり活動を充実させるため、健康づくり推進員の知識・技術の向上や、健康づくり推進員間の連携を図る。 <ul style="list-style-type: none"> ・健康づくり推進員の学習会、交流会の開催 			

取組方針 3		健康づくりの啓発		
主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		
		5	6	7
生活習慣病予防対策事業 (野菜摂取強化事業) (運動推進事業) 【健康づくり課・各総合事務所地域福祉課】	<ul style="list-style-type: none"> ○生活習慣病予防のため、1日350gの野菜摂取を促す。 <ul style="list-style-type: none"> ・イベント、健康教室、健康相談を通じた啓発 ○生活習慣病予防のため、運動を推進する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ウォーキングおよびノルディックウォーキングの普及 ・お手軽ウォーキングの実施および新規コースの作成 ・地域の健康教室における日常に取り組む運動の指導 ・地域に設置している健康遊具のさらなる活用 			
地域健康づくり推進事業 (ラジオ体操元気応援事業) 【健康づくり課】	<ul style="list-style-type: none"> ○地域で取り組む健康づくりを推進するため、気軽に取り組みやすいラジオ体操を普及する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ラジオ体操自主グループの情報収集・情報共有 ・ラジオ体操実施に向けた支援 			
健康長崎市民21普及事業 【健康づくり課】	<ul style="list-style-type: none"> ○「健康長崎市民21」計画に基づき、市民の健康寿命の延伸を目標とした、生活習慣病の発症及び重症化の予防をめざすため、自主的な健康づくりに取り組む市民を増やす。 <ul style="list-style-type: none"> ・健康長崎市民21市民推進会議の開催 ・「健康長崎市民21」計画の普及啓発 ・市民健康意識調査の実施 ・地域主体の健康づくり活動支援 ・長崎県の「ながさき健康づくりアプリ」を活用し、自主的に健康づくりに取り組むきっかけの創出 			

個別施策 F7-2	健康づくり環境の充実を図ります
-----------	-----------------

2025年度にめざす姿	対象	意図
		市民が

取組方針 1		正しい知識の普及啓発		
主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		
		5	6	7
精神保健対策事業 【地域保健課】	<ul style="list-style-type: none"> ○精神障害者の早期治療、社会復帰の促進のため、相談や訪問指導を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ・精神保健相談・訪問指導 ・社会復帰や社会参加のための支援 ○地域住民の精神的健康の保持増進のため、精神保健福祉に関する正しい知識の普及啓発を図る。 			
自殺防止啓発事業 【地域保健課】	<ul style="list-style-type: none"> ○自殺予防のため、自殺防止チラシによる啓発を図る。 <ul style="list-style-type: none"> ・こころの健康や自殺予防、また相談窓口の情報を掲載した自殺防止チラシを作成し、配布する。 ○市民一人ひとりがこころの健康や自殺予防に関心を持つことを目的とし、普及啓発を図る。 <ul style="list-style-type: none"> ・ゲートキーパーの養成 ・普及啓発のためのチラシの作成・配布 ・ストレスチェックのホームページへの掲載 			

<p>生活習慣病予防対策事業 (慢性腎臓病(CKD)予防対策事業、糖尿病性腎臓病重症化予防事業)</p> <p>【健康づくり課・各総合事務所地域福祉課・国民健康保険課】</p>	<p>○慢性腎臓病(CKD)の重症化を予防するため、医療連携体制を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病診連携の推進 ・かかりつけ医、コメディカル研修会の実施 ・医療機関と連携し、糖尿病性腎臓病を含めたCKD訪問等栄養指導の実施 <p>○慢性腎臓病(CKD)の重症化を予防するため、保健指導と普及啓発を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・腎機能が中等度に低下したCKD対象者への健康教育、健康相談、訪問指導の実施 <p>○糖尿病性腎臓病の重症化を予防するため、未受診者や治療中断者への受診勧奨とハイリスク者の保健指導を行う。</p> <p>○生活習慣病を予防するため、保健指導の充実と市民への普及啓発を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イベントや保健事業、広報紙等によるCKD予防の普及啓発活動の推進 ・ホームページやSNSを活用した普及啓発 			
<p>禁煙対策事業</p> <p>【健康づくり課・国民健康保健課】</p>	<p>○禁煙希望者の支援のため、禁煙支援ネットワークを活用した禁煙相談・禁煙指導を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・禁煙支援ネットワークの周知 ・月に1度関係機関が行う肺年齢測定にあわせ、禁煙相談会を開催 ・禁煙指導で使用するニコチンパッチの一部助成 <p>○受動喫煙対策の推進のため、市民及び事業所へ受動喫煙による健康影響についての普及啓発を図る。</p>			

取組方針 2	健(検)診の受診環境の整備
---------------	----------------------

主要事業名 (所管課)	事業概要	事業年度		
		5	6	7
<p>特定健診・がん検診受診率向上対策事業</p> <p>【国民健康保健課・健康づくり課】</p>	<p>○健(検)診を受診しやすい環境づくりのため、特定健診とがん検診のセット健(検)診や歯科健診との同時健(検)診、休日・夜間健(検)診等の受診機会の充実を図る。</p> <p>○特定健康診査受診率の向上のため、受診勧奨、周知・啓発の強化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・TVCMや新聞、電車車体広告等メディア媒体の活用などによる受診勧奨事業の実施 ・受診率の低い年齢層などターゲットをしばった個別受診勧奨通知発送による周知・啓発の強化 ・ICTを用いたデータ分析に基づく受診勧奨の実施(県事業の活用) <p>○がんの早期発見・早期治療につなげ、がんによる死亡を減少させるため、わかりやすい情報発信を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民に身近な市内郵便局などに、がん検診の受診勧奨など健康づくりに関するチラシを設置するなど、協力機関と連携した周知・啓発 ・がん征圧月間等に合わせた展示及び各種イベントを活用したがん検診受診の啓発 			
<p>人間ドック・脳ドック健診費助成事業</p> <p>【国民健康保健課】</p>	<p>○疾病を早期発見し、早期治療につなげるため、満30歳以上の国民健康保険被保険者に対して、人間ドック・脳ドック健診費の助成を行う。</p>			
<p>後期高齢者医療健康診査事業</p> <p>【後期高齢者医療室】</p>	<p>○後期高齢者医療被保険者の生活習慣病やフレイル(※)の早期発見及び重症化予防を目的とし、長崎県後期高齢者医療広域連合からの委託に基づき、市内の医療機関等への再委託により実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別健診(医療機関で実施) ・集団健診(地区公民館等で実施) ・被爆者追加健診(被爆者健診と同時実施) <p>※加齢により心身が衰えた状態</p>			

個別施策 F7-3	歯科口腔保健を推進します
-----------	--------------

2025年度にめざす姿	対 象	意 図
	市民が	口腔の健康管理に努め、その機能を健全に保っている。

取組方針 1	フッ化物利用の促進
--------	-----------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		
		5	6	7
フッ化物洗口推進事業 【健康づくり課】	○こどものむし歯予防に有効なフッ化物洗口の実施を推進するため、市内の保育所、幼稚園、認定こども園、小・中学校へ、必要な薬剤等の支給又は購入に対する助成を行う。 ・実施施設職員、保護者を対象とした説明会の実施 ・新たに実施する施設等への支援			

取組方針 2	口腔管理の啓発
--------	---------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		
		5	6	7
歯周疾患検診事業 【健康づくり課】	○歯周疾患の予防のため、歯科医院(個別)やイベント等における集団健(検)診会場等で、歯周疾患検診及び歯科保健指導を行う。			
歯科健診費助成事業 【国民健康保健課】	○う蝕・歯周疾患を早期発見し、早期治療につなげるため、満2～6歳の未就学児及び満18歳以上の国民健康保険被保険者に対して、歯科健診費の助成を行う。また、特定健診の一部の集団健診会場で歯科健診を同時実施する。			

取組方針 3	口腔機能維持による健康寿命の延伸
--------	------------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		
		5	6	7
障害者・高齢者歯科保健事業 【健康づくり課】	○障害者・高齢者の歯科保健体制を支援するため、在宅訪問口腔保健指導を実施する。また、障害者・高齢者の在宅、施設での歯科治療支援のため、必要な医療機器購入に対する補助を実施する。 ○歯科保健医療サービス提供困難者(障害者・要介護者)の健康を支援するため、保健及び福祉分野の多職種が参加し、共に対象者の口腔機能の維持・増進に資する内容について学ぶ研修会を開催する。			
歯科口腔保健計画推進事業 【健康づくり課】	○長崎市歯科口腔保健推進計画の実現を図るため、口腔保健支援センターを設置し、関連部署との調整、外部関連団体との連携により歯科口腔保健施策を推進する。			

基本施策	F 8	安心できる衛生環境を確保します
------	-----	-----------------

2025年度にめざす姿	対 象	意 図
	だれもが	感染症や食中毒等の健康被害から守られている。

個別施策 F 8-1	感染症の発生と感染拡大を防止します
------------	-------------------

2025年度にめざす姿	対 象	意 図
	だれもが	感染症の発生やその重症化から守られている。

取組方針 1	健康危機管理体制の整備
--------	-------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		
		5	6	7
新型コロナウイルス感染症対策事業 【地域保健課】	○新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、新型コロナウイルス感染症に係る検査等の実施体制を整えるとともに、陽性者に対して適切な医療を提供する。なお、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけは、令和5年5月8日から5類感染症に移行した。	→		
感染症検査事業 【保健環境試験所】	○長崎市保健所に届け出があった感染症患者(疑いを含む)について、原因究明や感染拡大防止のため、細菌やウイルス等の検査を実施する。			

取組方針 2	予防接種の実施
--------	---------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		
		5	6	7
高齢者等インフルエンザ予防接種事業 【地域保健課】	○高齢者のインフルエンザへのり患と重症化及びまん延化を防止するため、医療機関委託により、65歳以上の高齢者等を対象に予防接種を実施する。			
高齢者等肺炎球菌予防接種事業 【地域保健課】	○高齢者の肺炎球菌性肺炎の発症又は重症化を防止するため、医療機関委託により、65歳の高齢者等を対象に予防接種を実施する。令和元～5年度の5か年は経過措置期間延長のため対象を拡大し実施する。			
風しん予防接種事業 【地域保健課】	○風しんの感染拡大を防止するため、医療機関委託により、これまで風しんの定期予防接種の機会がなく、特に抗体保有率が低い年代の男性を対象に抗体検査を実施し、検査の結果、抗体価の低い方を対象に予防接種を実施する。	→		
感染症対策特別促進事業 【地域保健課】	○感染症予防のため、市民及び事業所等に対し感染症に対する正しい知識の普及啓発及び感染拡大の注意喚起を行う。 ○感染症の早期発見・治療のため、保健所や医療機関において各種検査を実施する。			
エイズ対策事業 【地域保健課】	○エイズに対する予防知識・行動に関する普及啓発活動を実施するとともに、感染者等を早期発見し、早期治療に繋げるため、HIV即日検査やエイズ相談を実施する。			
乳幼児インフルエンザ予防接種事業 【こども政策課】	○乳幼児のインフルエンザへのり患と重症化及びまん延化を防止するため、任意接種である乳幼児インフルエンザ予防接種に要する費用の一部を負担する。			

定期予防接種事業 【こども政策課】	○伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するため、子どもに対する各種予防接種を公費負担して実施する。 (対象疾病)ジフテリア、破傷風、百日せき、ポリオ、結核、日本脳炎、麻疹、風しん、ヒブ感染症、小児の肺炎球菌感染症、ヒトパピローマウイルス感染症、水痘、B型肝炎、ロタウイルス感染症 ・令和4～6年度：ヒトパピローマウイルス感染症予防ワクチンについては、積極的勧奨の差し控えによる未接種者への救済措置を実施			
予防接種再接種費助成事業 【こども政策課】	○予防接種法に基づき実施している定期予防接種のうち、骨髄移植等の医療行為を受けたことにより、予防接種で得た免疫が失われた方に対し、20歳未満までに再接種した費用を助成する。			

取組方針 3	結核患者の発生の予防と早期発見
---------------	------------------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		
		5	6	7
結核管理指導事業 【地域保健課】	○結核のまん延と再発を防止するため、結核患者に対し、医療の終了後6か月ごとに2年間定期検診を実施し、患者と接触のあった者に対しては、接触者健康診断を実施する。			
結核対策特別促進事業 【地域保健課】	○結核の予防及び患者の早期発見を目的に一般市民や事業所等に対し、正しい知識の普及啓発のためのキャンペーンや出前講座を実施する。 ○結核患者の治療完遂のため医療機関等と連携し直接服薬支援を行う。			
結核予防費補助事業 【地域保健課】	○結核の予防推進のため私立学校や施設の長が実施する定期健康診断に要する経費の一部を助成する。			

個別施策 F8-2	飲食物、生活衛生等による健康被害発生を防止します
------------------	---------------------------------

2025年度にめざす姿	対 象	意 図
	だれもが	食中毒等の健康被害から守られている。

取組方針 1	食中毒予防の取組み
---------------	------------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		
		5	6	7
食品衛生監視活動事業 【生活衛生課】	○安全で安心な食品の提供のため、食品衛生法に基づき食品関係施設への許認可を行うとともに、食品衛生法、食品表示法及び健康増進法に基づく立入調査、食品の取去検査、従事者への衛生教育を行う。 ・食中毒(疑)事件の調査、被害拡大防止 ・飲食店等の食品営業施設への許可と監視 ・食品の取去検査			
観光施設等食中毒予防対策事業 【生活衛生課】	○長崎市を訪れる観光客が安心して滞在できるようにするため、観光施設(旅館・飲食店)等の衛生状態の監視と従業員への衛生教育の充実を図る。 ・簡易汚染測定器を利用した科学的な衛生状態の監視と指導 ・従業員を対象とした衛生教育の実施			
食品衛生指導員活動費補助金 【生活衛生課】	○事業者の衛生意識の向上を図るため、食品関係事業者による自主的な衛生管理を推進する「長崎市食品衛生協会」に所属する「食品衛生指導員」の巡回指導や研修活動に対し、助成する。 ・交付先：長崎市食品衛生協会			
薬事・毒劇物監視活動事業 【生活衛生課】	○健康被害を予防するため、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に基づく薬局、医薬品販売業及び医療機器販売業・賃貸業に係る許可及び監視指導、「毒物及び劇物取締法」に基づく毒物・劇物の取扱施設等の届出の受理及び監視指導を行う。			

取組方針 2	施設への衛生指導の強化
--------	-------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		
		5	6	7
環境衛生監視活動事業 【生活衛生課】	○営業6法(旅館業法、興行場法、理容師法、美容師法、クリーニング業法、公衆浴場法)及び水道法、建築物衛生法、墓地埋葬法等に基づく生活衛生の維持のための許可や施設と業者の監視指導を行う。 ・健康被害事件等の調査、被害拡大防止 ・関係施設の許認可と監視指導			
公衆浴場補助金 【生活衛生課】	○市民の生活衛生環境の維持を図るため、「物価統制令」により利用料金の上限が定められている「一般公衆浴場」が、厳しい経営環境におかれていることから、衛生管理費及び基幹施設整備費を助成することで経営支援を行う。 ・基幹施設整備費補助金 ・衛生管理費補助金			
環境衛生施設整備事業費補助金 (共同給水施設) 【生活衛生課】	○衛生的で安全な飲用水の供給のため、上水道の未給水地区にある共同給水施設等の整備費用を助成する。			
生活衛生推進事業費補助金 【生活衛生課】	○「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」に基づき組織された、各営業毎の生活衛生同業組合の連合組織の長崎地区組織の活動を支援するため、助成する。			

取組方針 3	適正飼養の啓発の強化
--------	------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		
		5	6	7
まちなこ不妊化推進事業 【動物愛護管理センター】	○飼い主不明の猫の繁殖を抑制し、市民からの引取りによる殺処分数の減少を図るため、当該猫の不妊去勢手術にかかる費用を助成する。			
動物管理対策事業 【動物愛護管理センター】	○狂犬病の予防及び犬猫の適正飼養の推進等を図るため、狂犬病予防注射の実施、犬の登録、犬猫の適正飼養の啓発と指導を行う。			
動物愛護週間行事事業 【動物愛護管理センター】	○動物の愛護及び適正飼養に関する知識と理解を広げるため、動物愛護週間(9月20日～26日)の行事として、長崎県獣医師会長崎支部と協働して動物愛護フェスタを開催する。			
環境衛生施設整備事業(動物管理センター移転) 【動物愛護管理センター】	○動物愛護管理センターが所在する中部下水処理場が令和5年度末で全ての処理機能が廃止となり、敷地内の建物や設備は全て撤去されるため、旧クリーンセンターの施設内部を改修し、移転を行う。	→		

基本施策	F 9	安心できる医療環境の充実を図ります
------	-----	-------------------

2025年度にめざす姿	対 象	意 図
	市民が	安心して適切な医療を受けられている。

個別施策 F 9-1	救急医療体制の充実を図ります	
------------	----------------	--

2025年度にめざす姿	対 象	意 図
	救急医療体制が	適切に整備されている。

取組方針 1	持続可能な救急医療提供体制の構築	
--------	------------------	--

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		
		5	6	7
夜間急患センター運営事業 【地域保健課】	○夜間及び年末年始における初期救急医療体制を確保するため、夜間急患センターを運営する。 ・初期救急医療(内科、小児科、耳鼻咽喉科)の継続的な提供			
在宅当番医制運営事業 【地域保健課】	○休日及び年末年始における初期救急医療の提供を維持するため、在宅当番医制を実施する。			
歯科在宅当番医制運営費補助金 【地域保健課】	○休日及び年末年始に診療を行う歯科在宅当番医制を運営する長崎市歯科医師会の運営費に対し助成する。			
長崎市薬剤師会調剤薬局運営費補助金 【地域保健課】	○長崎市夜間急患センターに併せて閉局する調剤薬局の運営費に対し助成する。 ・収入と支出の収支差分			
病院群輪番制病院運営費補助金 【地域保健課】	○夜間や休日、年末年始における二次救急医療体制を維持するため、病院群輪番制病院の運営に対し助成する。			
民間病院施設整備事業費補助金(病院群輪番制病院) 【地域保健課】	○夜間や休日、年末年始における二次救急医療体制を維持するため、病院群輪番制病院の設備整備に対し助成する。			
救急医療協力病院運営費補助金 【地域保健課】	○病院群輪番制病院への患者集中等により二次救急医療機能に支障がでないよう、病院群輪番制病院を補完する救急医療協力病院の運営費に対し助成する。			
救急艇運営事業 【地域保健課】	○高島地区の救急患者等を輸送する救急艇「たかしま」の運航管理を行う。			
AED整備推進事業 【地域保健課】	○地域における病院に搬送する前の救急救護体制の推進を図るため、市有施設へのAEDの設置・管理を行う。			
地域救急医療体制支援補助金 【地域医療室】	○医療資源が限られている地域において、救急医療体制の維持及び充実を図るため、地域の救急拠点となる病院に対して助成する。			
遠隔診療試行事業 【池島診療所】	○池島診療所において、遠隔診療ができる環境を整えるための機器の整備等を行う。			

取組方針 2		救急医療提供体制の確保・充実		
主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		
		5	6	7
地方独立行政法人長崎市立 病院機構運営費負担金 <※再掲：F9-2> 【地域医療室】	○地方独立行政法人長崎市立病院機構が運営する長崎みなとメディカルセンターの 不採算医療費等に対し負担金を支出する。			
救急業務事業 【警防課】	○市民への応急手当の普及啓発を図るため、従来の講習方法と併せてオンライン による応急手当講習を実施する。 ○救急隊員の資質向上を図るため、救急隊員が実施した処置等に関する医師の 検証及びその結果を救急隊員へフィードバックする。			
個別施策 F9-2		地域医療提供体制の充実を図ります		
2025年度にめざす姿	対 象	意 図		
	医療提供体制が	適切に整備されている。		
取組方針 1		持続可能な医療提供体制の構築		
主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		
		5	6	7
長崎市医師会看護専門学校 運営費補助金 【地域保健課】	○看護師や准看護師の安定的養成及び確保を図り、適切な医療提供を維持するた め、長崎市医師会看護専門学校の運営費に対し、助成する。			
長崎市地域保健医療対策協 議会開催事業 【地域保健課】	○長崎県医療計画の中の、長崎市における医療のあり方等について提言を行い、長 崎市として事業の推進を図るための協議会を開催する。 ○長崎地域における脳卒中に関する保健・医療・福祉の連携を図るため、長崎地域脳 卒中連携協議会を開催し、関連する団体・組織と協力し、脳卒中発症から在宅等生 活まで一貫した質の高い医療・福祉サービスの提供体制を推進する。			
看護の日行事開催費補助事 業 【地域保健課】	○看護についての市民の関心と理解を深めるとともに、若者たちが看護職をめざす きっかけづくりとして開催される「看護の日」の記念行事に対し、助成する。			
地方独立行政法人長崎市立 病院機構運営費負担金 <※再掲：F9-1> 【地域医療室】	○地方独立行政法人長崎市立病院機構が運営する長崎みなとメディカルセンターの 不採算医療費等に対し負担金を支出する。			
民間病院施設整備事業費補 助金(ニュー琴海病院/日浦病 院) 【地域医療室】	○医療資源が限られている地域において、市民がその地域の病院でより質の高い医 療の提供を受けることができるよう、当該病院が行う医療機器の整備に対し助成す る。			
取組方針 2		公的医療機関の連携強化		
主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		
		5	6	7
地域医療対策事業 【地域医療室】	○地域医療提供体制の適切な整備のため、長崎市地域医療審議会及び長崎医療圏 病院群輪審制審議会を開催し、医療機関と連携しながら医療提供体制の検討を行 う。			
取組方針 3		多職種連携による在宅医療と介護の連携推進		
主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		
		5	6	7
在宅医療・介護連携推進事 業 <※再掲：F2-1> 【地域包括ケアシステム推進 室】	○住み慣れた地域で最期まで暮らし続けられるよう、在宅医療及び介護連携推 進の拠点となる「包括ケアまちなかラウンジ」を主体とし、各関係機関と連 携した多職種協働の研修及び市民向け講座等、普及啓発を実施する。			